

令和4年度 石狩市教育委員会会議（1月定例会）会議録

令和5年1月24日（火）

開会 10時00分

市役所本庁舎 第2委員会室

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○		
委員 松 尾 拓 也	○		教育長職務代理者
委員 根 本 壽 夫	○		
委員 坪 田 清 美	○		
委員 鈴 木 里 美	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長（扱文化財課長）	蛭 谷 学 俊
生涯学習部理事	西 田 正 人
生涯学習部次長（教育指導担当）	高 橋 真
総務企画課長	東 薫
学校教育課長	森 本 栄 樹
教育支援課長	鈴 木 昌 裕
市民図書館副館長	岩 城 千 恵
社会教育課長（兼公民館長）	斉 藤 晶
学校給食センター長	櫛 引 勝 己
総務企画課総務企画担当主査	鎌 田 晶 彦
総務企画課総務企画担当主任	西 山 知 子

○傍聴者 1名

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

- 議案第 1 号 石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正について
- 議案第 2 号 石狩市奨学生選考基準の一部改正について
- 議案第 3 号 教職員の懲戒処分内申について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告事項

- ① 令和 5 年度学力・学習状況調査の実施について
- ② 令和 4 年度石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」の実施結果について

日程第 5 その他

- ① 令和 5 年石狩市「はたちのつどい」実施報告について

日程第 6 次回定例会の開催日程

開会宣告

(佐々木教育長) ただ今から、令和 4 年度教育委員会会議 1 月定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長) 日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、松尾委員にお願いいたします。

日程第 2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第3号の審議を非公開とする件について

(佐々木教育長) 議案第3号「教職員の懲戒処分内申について」の審議についてですが、石狩市教育委員会会議規則第15条第1項第1号“教職員の人事に関する事”に該当いたしますので、非公開案件として後ほど審議したいと思います。ご異議ありませんか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、非公開案件とすることに決定いたしました。

議案第1号 石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正について **議案第2号 石狩市奨学生選考基準の一部改正について**

(佐々木教育長) 議案第1号「石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正について」及び議案第2号「石狩市奨学生選考基準の一部改正について」は関連性がありますので、一括提案願います。

(森本課長) 私から議案第1号と議案第2号につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議案第1号ですが、条例改正につきましては、昨年12月市議会で可決してございまして、これに伴い本規則を改正する必要がありますので、ご提案させていただきます。改正内容についてご説明させていただきます。

第2条第2項でございしますが、条例の中で不登校や傷病などにより長期で欠席、出席停止が認められるものを規則で定めることとなっております。これにつきましては、願書提出の前年度において30日以上欠席や出席停止があるものを対象ということで加えようとするもので、改正案としているところでございます。

続きまして、第3条第6項でございしますが、申請の際に願書を提出していただきますが、それに添付する書類としてこの不登校や傷病などの適用を受けようとするものにつきましては、作文を提出していただくというもので、この規定を追加しているところでございます。

また、第6条でございしますが、第1号にこの選考基準の中にこの不登校や傷病などの適用というものを加えることとなりますので、その際の適応を受ける場合の判断基準といたしまして、学業成績ならびに向学心、修学意欲及び学校復帰への意思を判定基準の中に入れるというものでございます。

最後に、第18条でございます。これまで奨学金の支給につきましては、受けている方は年度末に学業成績書を出していただいておりますが、北海道の奨学金などの支給を受けている場合、市の奨学金の支給が決定になりましても、実際に支給額が発生しないという方もございます。こういった方につきましては、この学業成績書を提出不要にするというものに改正するものでございます。

続きまして、第2号議案の改正内容についてご説明させていただきます。規則の中で選考基準を定めるということになってございましたので、規則の条例規則の改正に伴いまして、この選考基準を改正するというものでございます。

第1項奨学生の選考の根本方針につきましては、これまでご説明してきた不登校などの学生・生徒を選考対象に加えるというもので、この方針に加えるというものでございます。

第2項奨学生の条件でございますが、この規則の第2条第2項の欠席又は出席停止に準ずるものは、学校以外の場において行う学習活動の実施とするものというものでございます。これのイメージとしましては、ふらっとくらぶやフリースクールに通っている場合は、欠席や出席停止にならないものでございますので、これらと同等に扱うというもので追加するというものでございます。

第3項学業成績に関する選考基準でございますが、基本的に学業成績につきましては、過去3年間の学業成績のうち、直近2年間の分に重きを置いて判断しておりますが、不登校から復帰した場合については、直近1年間で判断するケースも出てきますので、これについて改正をしまして、これらのものを救えるように改正しようとする内容でございます。第3項ウでございますが、不登校や傷病などにより石狩市奨学金支給条例第2条第3項イの規定の適用を受けた場合につきましては、不登校以前の期間を見ないというもので、それ以降の学業成績を用いようとするもので、この規定を追加するものでございます。

最後に、第4項でございます。第4項に向学心、修学意欲及び学校復帰への意思に関する選考基準を今回の不登校などの学生及び生徒の部分の選考基準を新たに追加するというものでございます。

議案第1号及び議案第2号の説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、提案説明のありました議案第1号及び議案第2号について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(松尾委員) 確認したいことが1点、質問が2点あります。

まず、確認ですが、前回、奨学金支給条例そのものを改正しようという時にも申し上げたつもりですが、今回、規則などの内容が変わりますので、その前後ど

ういう変化があるかというところについては、注意深く確認をしていただきたいと思っております。その前提として対象になる人が増えるので、その部分については、この情報を必要とする方にきちんと届くように周知をお願いしたいと思えます。

続いて、質問の1点目、後段で書式が色々あります。今回の奨学金のことだけでなく、こういう処理はどの程度自動化されているものでしょうか。学校現場は、こういった書類がほかにもたくさんあると思えますので、どの程度、処理に時間がかかっているものでしょうか。現状を伺います。

質問の2点目、願書の書類で、本人・保護者のほかに連帯保証人とあります。こういったものがある経緯などについて伺いたいと思えます。

(森本課長) まず、1点目の確認でございますが、これにつきましては、新たに対象となる生活保護の方や不登校の方に伝わるような形で変更点をまとめたわかりやすいリーフレットを現在、作成してございます。これまで、現中学3年生と近隣の高校に通う方にアナウンスしていますので、併せて周知させていただきたいと思っております。

質問の1点目、まず、申請の処理につきましては、基本、市HPに各種様式を掲載し、ダウンロードできる状態になってございまして、印刷していただいて、紙で処理をするというような状況になってございます。今のところ、デジタルで申請を受ける状況にはなってございませぬので、全部、紙で提出いただいて、市教委も紙で保存して、処理しております。

質問の2点目、連帯保証人でございます。私もこの適用になった部分の経緯というのは、把握してございませぬ。支給については、月々の金額が決まっており、1年間分を支給するケースというものもあります。仮に途中で学校を辞められる方、あとはないとは思いますが、虚偽の申請をした場合につきましては、場合によっては連帯保証人にも奨学金の返還を求めていくということになります。今、このような事例を承知しておりませぬが、そういう形で奨学金の返還となった場合につきましては、連帯保証人に課していきたいということで、この規定がこの様式の中に入っているものと私は認識しているところです。

(松尾委員) 確認のことについては、わかりました。そのようにお願いをしたいと思えますし、今回、制度が変わるものですから、前後でどのように変化があったというところについて注意深く見ていく必要があると思えます。

質問させていただいたことの1番目ですが、この奨学金のこととは少し離れますので、今回、あまり議論はしませぬが、やはり働き方改革とこれだけ言っている中で事務処理をどういうふうに変率化していくかということは重要なこと

ろでございますので、もう少し何か工夫ができないかということは、別のテーマになりますが、考えていくべきと思います。

最後の連帯保証人の関係ですが、返還の必要がある時にというお話はわかりませんが、実際に願書に連帯保証人が書かれていないと申請できないという運用でしょうか。必ず連帯保証人の住所と氏名を記載した願書を持ってきてくださいということになっていますか。

(森本課長) 奨学生願書の中に連帯保証人の住所と氏名を記載いただいて、それに記載がなければ、基本的には記載いただいて願書を提出いただいているというところであります。未記入の場合については、申請時に確認をしている状況でございます。

(松尾委員) 実際に奨学金を返還していただかないとならないことになり、本人というよりも保護者に返還を求めることになるとと思いますが、保護者が応じないので、連帯保証人に返還をお願いしないとならないということになったケースはありますか。もし、ある場合のパーセンテージは、どれぐらいでしょうか。

(森本課長) 私が学校教育課に着任したのが昨年4月で、それからの部分では返還の話は、ございません。過去にそういった事例があるということは、現在、手持ちの資料がないので掌握しておりません。今のところそういうケースがあったとは、聞いておりません。

(松尾委員) ここから意見になりますが、この奨学金の財源は公のお金なので、返還をしないとならない状況になった時に返還していただくということは、もちろん理解はしています。ただ、そのうえで、この奨学金というものの性質を鑑みると、申し込みたい人がどなたか別の方に連帯保証人になってくださいとお願いしなければならないという説明でしたが、そのことを考え合わせる時に本当に連帯保証人が必要なのかと奨学金の金額もありますし、実際に連帯保証人の方に請求をしなければならない場合となる割合がどれぐらいあるのかということも含めて、連帯保証人の記載欄を残すべきかどうかは、検討すべきかと思えます。

(蛭谷部長) 松尾委員のご質問についてですが、この連帯保証人の設定については、先ほど森本課長からも説明させていただきました。今の時代、委員のご意見のようなお考えもあると思います。

奨学金が税金を財源として運用されてきたことを踏まえると向学心に燃える

学生、生徒に対しての制度を維持していくという本来の趣旨から残念ながら外れた場合には、現在のところそのような事例はありませんが、奨学金を返還していただくこととなります。

返還ということになった時に備え、この連帯保証人の部分は維持していきたいと今の段階では考えています。従来、経済的に困窮している方が奨学金を申請しているという性格がありますので、連帯保証人の方を立てて申請していただきたいと考えます。それぞれ保証人を立てて申請していただくことで、この制度を私どもとしては、維持して参りたいと考えます。

ただ、今後において、連帯保証人を申請時に求める制度というのは、市のいろんな補助金にもありますので、全庁的、または、住民福祉に関する行政のスタンスといったものの変革が必要となれば、私どももそういう事例を踏まえ検討していきたいと考えております。

(松尾委員) 奨学金とは少し変わりますが、ご存じのところだとは思いますが、例えば、現在、事業性の融資を受ける時にも金融機関から第三者の保証を求められることは、ほとんどありません。代表者が会社に対して連帯保証を付けるということも基本的になくす方向で、現在、動いているというのも世の中の事実でございます。そういった中で、なおのこと奨学金という性質のものの中に連帯保証が必要かというところは、しっかり議論しなければならないと思いますので、今回のこの改正については、進めていただくとして、ぜひ、そういったことであればこの件だけを変えるということには、もちろんならないと思いますので、ほかの市が所管しているものを含めて議論をしていただければと思います。

(佐々木教育長) いずれにしても一回決めたら、ずっと、そのままというわけではなくて、状況の変化を見ながら必要な検討をしていくというものですので、ただ今、松尾委員のおっしゃったような形で進めていくことになると思っております。よろしいでしょうか。

(松尾委員) わかりました。

(佐々木教育長) ほかにご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ほかにご意見等がないようですので、議案第1号及び議案第2号について、原案どおり可決ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第1号及び議案第2号について、原案どおり可決しました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長) 次に、日程第3「教育長報告」を議題といたします。1月定例会の教育長報告につきましては、お手元にお配りをしてございます資料をご覧ください、報告に代えさせていただきます。ご質問等がございましたらお願いします。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等がないようですので、教育長報告について了承ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、教育長報告について了承をいただきました。以上で、日程第3 教育長報告を終了します。

日程第4 報告事項

(佐々木教育長) 次に、日程第4 報告事項を議題といたします。

報告事項①令和5年度学力・学習状況調査の実施について事務局から説明をお願いします。

(高橋次長) 報告事項①につきまして、私から報告をさせていただきます。資料に沿って説明させていただきます。

まず、この調査の目的ですが、「全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」ということで、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に毎年行われている調査であ

ります。「4. 調査事項」の「ア 教科に関する調査」につきましては、小学校は国語と算数、中学校は国語と数学、英語となっております。調査の内容ですが、2頁の上に書かれてありますように、「身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等」となっております。

それから、もう1点、「それらの知識・技能を活用する力」ということになっております。以前はA問題・B問題ということで、知識・技能の活用力と問題が分かれていましたが、令和2年度より一体的に問う問題ということでされております。そのほかに児童生徒質問紙調査というものもあります。これは、児童生徒の学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査ということになっております。また、学校質問紙というものもございます。学校における指導方法に関する取組や、学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査が実施されます。調査日は令和5年4月18日に全国一斉に行われます。

3頁目、本年度の特徴的な点について、お話をさせていただきます。3頁の7. 中学校英語のうち、「話すこと」に関する調査につきましては、児童生徒にわたっておりますICT端末、いわゆる1人1台端末を活用して文科省CBTシステム(MEXCBT:メクビット)を用いたオンラインの音声録音方式で実施いたします。まだ、各学校のICT環境が様々でありますので、この調査につきましては、当日実施校に該当する学校と期間内実施校に該当する学校ということで、分けて調査が実施されるという形になっております。なお、石狩市の中学校において、当日実施校に該当している学校はありません。

当日実施校ということで4月18日に話すことに関する調査をオンラインで実施する学校は、全国では250校から500校程度ということです。この当日実施校の結果につきましては、全国値、全国平均正答率等として公表されるということです。他の学校は期間内実施校ということで、4月19日から5月の第4週に分けて各学校の希望に応じて分散してオンライン実施を行います。その結果につきましては、各教育委員会、学校、児童生徒には結果は返却されますが、全国値としての部分には含まれないというようなどころになっております。

資料の10頁、先ほど申し上げました学習状況を調査いたします。質問紙についてもICT端末を活用したオンラインによる実施、回答が可能となっております。これにつきましては、質問紙をオンラインで実施したいと希望を取りまして、小学校では最大80万人分、中学校では最大20万人分をオンラインでの回答が可能ということになっております。なお、まだ、中学校の部分しか出ていませんが、市内においては、花川中学校と樽川中学校の2校が生徒質問紙のオンライン実施希望となっております。なお、希望は5校あったところですが、この2校のみの

オンライン実施で他の学校は紙での実施ということで行う予定です。小学校については、2月10日に該当校が公表される予定です。

特徴的な点を述べさせていただきました。令和4年度全国学力・学習状況調査の結果を受けて、教育委員会も各学校をフォローしながら、子どもたちの学力保障に向けて、日々取り組んでいるところであります。ただ単に数値を比較してということにはならないとは思いますが、石狩市の課題は学力保障にあるということですので、しっかり学力保障がなされるような教育活動、そして、その結果・分析を令和5年度もしっかりして参りたいと考えているところであります。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から報告がありましたが、報告事項①について、ご質問等ございませんか。

(松尾委員) 先ほどのご説明でICT端末を使った取組が一部の学校で始まり、英語の「話すこと」の部分と質問紙がオンライン回答ということでしたが、いつから全国的にICT端末を使ってオンライン回答になるもののでしょうか。文科省から目途は発表されているのでしょうか。

(高橋次長) ただ今、正確な年度を押さえておりませんので、次回以降の会議でお答えできるようにさせていただきたいと思えます。

(松尾委員) よろしくお願ひします。

(佐々木教育長) ほかにご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ほかにご質問等がないようですので、報告事項①を了解ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

次に、報告事項②令和4年度石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」の実施結果について事務局から説明をお願いします。

(高橋次長) 報告事項②について説明させていただきます。

令和4年度石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」が12月26日、27日の2日間にわたり3講座が開催されました。新型コロナウイルス感染症の流行により2年間中止とさせていただいておりますので、3年ぶりの開催ということになります。この教育委員会会議で各学校に2名以上の参加としたほうが学校に帰ってからの環流の部分で、より充実したものになるではないかというアドバイスを受けまして、そのような形でさせていただきました。参加申込があった教職員数102名のうち、93名が参加されました。なお、欠席された方は、当日の急な病気や、別の研修会が後から入ってそちらのほうに参加したという理由になっております。

3講座は、『国語科における「読むこと」領域の課題解決』、『ICT活用』、『主体的な学びに向かうために』で、受講数・参加率は資料に記載してあるとおりとなっております。資料の別紙に基づいて、それぞれの講座を受けた方の声を何点か紹介したいと思います。別紙をご覧ください。

まず、『国語科における「読むこと」領域の課題解決』です。3つ目、開催当日、石狩教育局の指導主事を招いて、このテーマに関するお話をいただいたところです。「指導主事のお話から、今後の教育活動、指導の重点になることや、目指す姿などを改めて確認でき、今後研究を推進していく中で学校一丸となって取り組むことや、共通の意識を持って指導に当たらなければならない点を今一度意識するとともに、次年度にむけた見通しを持つことができました。グループ協議、他校との実践交流では、他校の具体的取組や課題に対する手立てを知ることができて大変勉強になりました」、続いて、「小中の系統性を再確認することができた」この点については、教育委員会としても非常に重要な点というふうに抑えているところです。また、課題のあるお話として、「実践校の話をもっと伺いたかったです」と話がありました。この点につきましては、改善していきたいと考えますので、今後、2月14日に石狩市において市町村別教育推進会議が開催されます。石狩教育局のご担当者もいらっしやって、令和5年度の石狩管内における重点の説明などをしますが、石狩市における令和4年度の教育実践ということも発表させていただきます。その中で、今回は緑苑台小学校における国語の校内研究の取組と花川南小学校の道教委の指定事業を活用した国語の取組の2点をご紹介しますことによって、このような声に答えていきたいと考えているところです。

次に、『ICT活用』で、これにつきましても何点か声をご紹介します。7つ目になります。「石狩市の先生方のご実践や、ICT活用における成果と課題を聞いたことが何よりも大きな学びになりました。こうした話し合いをもとに、よりよい活用方法を模索し、石狩市としてどうあるべきか話し合える場は、大変貴重だと感じました」、「説明を聞く時間と交流の時間のバランスがよく参

加しやすかった。教科ごとの交流もできるともっと良かったと思いました」という声もありました。当日は、双葉小学校と樽川中学校に実践発表をしていただきました。双葉小学校は、発表者が開催会場に来られない状況になりまして、オンラインでウェブシステムのZ o o mを使って発表していただきました。講座の中身自体は、大変素晴らしい実践でした。しかし、感想や意見にもありますが、音声が少し小さかったということがございました。また、グループ協議の時間帯も取りました。先生方はこのICT活用について非常に関心のあることで、進んでいる学校とそうでない学校、進んでいる人とそうでない人と、導入し始めなので、どうしても差が開いてしまうところがあります。それを埋めるためのグループ協議というのは、非常に重要でありました。

また、先生方の研修でこのようにリアル開催と言いますか、本当に開催会場に集合する研修も久々の実施でした。実際に顔を見合わせながらお話をすると話も弾みますし、研修が終わった後に「先ほどの話についてもう少し詳しく聞きたい」という話もできます。本当に先生方にとっては、貴重な時間だったというのがこのような感想や意見の記述から私は読み取っているところであります。

最後になりますが、『主体的な学びに向かうため』の認知心理学の講座で、道教育大札幌校の先生をお招きしてお話をお伺いしたところであります。対象は校長と教頭の管理職です。

何点か声を紹介しますと、「メタ認知、自己調整学習は、主体的な学びに直結する貴重な情報でした。ありがとうございます」、4つ目で、「日頃なんとなく思っていたことを心理学の観点から論理的に説明していただきとても納得できました。教育心理学を学び直してみたいと思いました。ありがとうございます」、「新年度方針を作成する上で、ヒントになる言葉や考えをいただいた」というようなご感想をいただいております。学校現場では子どもにわかる授業をするため、それから、子どもが意欲的に主体的に学びに向うため様々な工夫をしているわけですが、本当にそういう様々な工夫を改めてこういう心理学の観点から話を聞くと、自分のやってきたことはそういう位置づけで、メタ認知を促すような位置づけであるということや、あの時の取組をもう少しこういうふうにすれば良かったということを感じかされることが多いと思います。今回、校長先生、教頭先生の管理職を対象にしたということは、自分にとっては意義のある研修だったと感じているところです。

最後になりますが、松尾委員、根本委員にも研修に参加していただき、取組の一端をご覧いただき、ありがたい限りだったと思っています。

(佐々木教育長)ただ今、事務局から報告がありましたが、報告事項②について、ご質問等ございませんか。

(坪田委員) 参加された委員2人から感想を聞きたいと思います。どの講座に参加されたのかも含めてお願いします。

(根本委員) 私は3講座とも参加しました。特に『ICT活用』が先生方は熱心に聞いておられたと思います。今回、双葉小学校の実践発表がオンラインで講座実施ということで、実際の場面に本人が来なくても、音量が小さかったが、オンラインでもって講義してくれるということがありました。ですので、大した力量と思いました。

私は地域コーディネーターとして双葉小学校と関わっており、聞くところによると双葉小学校の前多先生を中心に全校でかなりの頻度で研修をしているとのこと。ですから、双葉小学校のICT活用の力は持ち上がっていく形になるかと思います。

特にICT活用は、差が開いていくのが少し心配としましたので、これからもサマーセミナー、ウィンターセミナーでもって先生方にICTに触れられる場面を多くして、続けてあげられたら良いと思いました。

(佐々木教育長) 松尾委員はいかがでしょう。

(松尾委員) 私は『ICT活用』しか出られませんでした。以前、双葉小学校に訪問して、このことについての取組事例を伺っていた後だったので、前回も伺ったお話を各学校の先生方が共有されているという場面を拝見しました。その部分と私がこの今の受講者の感想や意見を見ていて、色々な取組の事例などを学びたいと思っている先生が大勢いらっしゃるということ、そして、その交流に飢えているという少し言い過ぎかもしれませんが、先生同士が交流したかった、交流してこういう機会があつて良かったという声がありました。

その反面、学校現場の忙しさというのも日々伺っているので、非常に難しいとは思いますが、研修を年に1回、2回の機会で行うだけではなく、年間を通して、例えば、こういう分野についての学びを段階的に研修していく等、そういったことも考えられたら良いと思いつつながら、アンケート感想を見ていました。

(佐々木教育長) 次長、今の話で何かコメントすることはありますか。

(高橋次長) まず、先生方の研修の機会ということに関しましては、この2年間は、コロナ禍にあつて制限をかけていかなければならないということで、そのような中、オンラインを活用して研修機会の確保をするなどの工夫をしてきまし

た。しかし、実際にリアルに集合して、研修するとまた全然違うものがあると思いますので、今後も新型コロナウイルスの感染状況をしっかり捉えながらも参集型の研修ができるように運営していきたいと思っていますところでもあります。

また、『ICTの活用』については、学校間差や個人差が出ているとの指摘がありますが、1人1台端末やICT活用は始まったばかりなので、どうしてもこの時期というのは、「差」が出がちになります。それは自然な現象と思います。

教育委員会としても、こういった差を埋めるべく手立てをしていかないと感じていますので、今年度は、ICT教育推進プロジェクトチームとICT教育担当者会議を立ち上げて研修等を実施しております。

また、令和5年度にそれらとは少し違った形でキーとなる教職員、その職員自身ももっと活躍することを望んでおりますので、そういう部分をうまく活用しながら、市内校に効果的な活用方法を着実に広げていく、物にしていくというような取組を考えているところです。まだ、具体的なお話は、できる段階ではありませんが、そのようなプランを考えているところでもあります。

また、皆様の指導、助言を仰ぎながら、着実に進めていきたいと考えているところでもあります。

(佐々木教育長) ありがとうございます。

ほかにご質問等ございませんか。

(松尾委員) 今の次長からの話と少し重複するところがありますが、例えば、このICTに限らずいろんな分野があると思います。各学校の担当者というよりは、石狩市のその担当のような形で、学校でのその調整とか色々あると思いますが、ご活用いただくような取組ができれば、とても市内全体の引き上げになると思います。どういう形がいいのかご検討いただきたいと思います。

少し気になったのがご意見の中の最後の頁の年間計画で、この日程が決まっていると良いというご意見は、すぐにできそうな気がするのですが、日程だけでも決めてしまうということは、できると良いと思います。

続いて、その頁の一番下で管理職の校長先生と教頭先生の2名出席が求められて大変だったというご意見についてで、それはそれでわかりますが、実際にどちらか1人が学校に居ないと緊急時対応ができないものでしょうか。そちらのほうが不思議と思いました。学校に居なくてもいくらかでも具体的な指示がむしろできるのではと思いました。学校の中でのそういった緊急時の対応のあり方など、もちろん、その現場にいたほうが対応できる幅が広がるということは、当然あると思いますが、管理職がその場に居なくても、ある程度の学校運営ができるようにしておくということも必要と思いました。それぞれ学校の事情もある

と思いますが、その辺も進めていったほうが良いと思いました。

(佐々木教育長) ご意見ありがとうございます。
ほかにご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等がないようですので、報告事項②を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項②を了解しました。
以上で、日程第4 報告事項を終了します。

日程第5 その他

(佐々木教育長) 次に日程第5 その他を議題といたします。

その他①令和5年石狩市「はたちのつどい」実施報告について、事務局から説明をお願いいたします。

(斉藤課長) 私からその他①についてご説明いたします。主催は石狩市及び石狩市教育委員会、令和5年1月8日日曜日に花川北コミュニティセンターで実施いたしました。対象者数は515名（男性229名、女性286名）のところ、参加者数は343名で、参加割合は、66.6パーセントでした。住民登録外の参加希望者は49名、各年の参加者数の推移は資料のとおりであります。

当日の流れですが、オープニングは、石狩市内で活動しておりますよきこいソーランチーム“石狩朱華弁天”^{いしかりはねずべんてん}の鮭サンバの演舞を披露いたしました。主催者挨拶、来賓祝辞、祝電披露に続きまして、恩師からのメッセージ、これは平成29年度の各中学校3年生の担任、副担任18名が出演しておりまして、午前と午後、学校ごとに分けてメッセージを流しました。はたちの誓いも午前、午後2名ずつで行っております。協力につきましては、資料のとおりでございます。例年どおり手話通訳者を午前、午後1名ずつ配置しております。また、式典の様子は、2頁以降に写真を掲載しております。

本年度は、国旗掲揚ポールの前に、はたちのつどいの看板を置いて、そこで記

念撮影をする参加者も多くいらっしゃいました。

全体を通して教育委員会の他課の協力も得まして、特段トラブル等もなく、平穩無事に開催することができました。

(佐々木教育長) 委員の皆様方にも参加していただきましたので、当日の雰囲気は、大体おわかりかと思いますが、ご質問などございましたらお願いします。

(坪田委員) 無事に式が終了して良かったと思います。コロナ禍以前の3年前も今回のように午前と午後の分散開催だったのでしょうか。

(斉藤課長) コロナ禍の前は、午後1回で開催しておりました。

(坪田委員) わかりました。私の職場の認定こども園の行事においても、3年続いてコロナ禍の行事スタイルで開催していると、それがノーマルのようになっています。3年前は、どうだっただろうとふと思います。コロナ禍前の行事スタイルに戻すべきなのか、それとも、コロナ禍以降の新しい生活様式を色々と取り入れていった結果、これぐらいの開催方法で良いのでは、分散のほうが良いのでは、という意見もあります。

現在、政府が色々と方針を戻すという方向、もう一度考え直すようなことを検討しています。このマスクが取れた時、はたちのつどいのような行事開催は、どうなるのでしょうか。

(佐々木教育長) おそらくこの先、感染症法5類の移行の話と一緒に行動制限をどういうふうに緩和していくといった話が出てくると思いますので、そこら辺も踏まえた上で、来年のはたちのつどいに向けた検討をしながら、その都度、この教育委員会会議でも議論していただくということになっていくと思いますので、その時はよろしく願いいたします。

(坪田委員) わかりました。

(佐々木教育長) ほかに質問等ございませんか。

(松尾委員) 『本年度は、国旗掲揚ポールの前に、はたちのつどいの看板を置いて、そこで記念撮影をする参加者も多くいらっしゃいました』と説明がありましたが、写真を撮る場所を分散することによって、参加者がうまく分散して両方を使ってくれたということによろしいでしょうか。

(齊藤課長) そのとおりです。

(松尾委員) 今後のことですが、これは私の意見といたしますか、どちらかという思い出のようになってしまいますが、自分自身が20歳だった時に成人式に参加した際には、出身中学校以外のほかの近隣の人とも久々に再会をしたことも含めて楽しみだったような気がします。

可能であれば分散開催ではなく、皆さんが一同に会するという形が石狩市の規模感においては、個人的には望ましいと思います。

(佐々木教育長) ご意見ありがとうございます。
ほかに質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 事務局からのその他としての説明は以上です。
教育委員の皆さんからその他として何かございますか。

【委員なし】

(佐々木教育長) ないようでございますので、その他については了解ということ
でよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、その他については了解いたしました。
以上で、日程第5 その他を終了します。

日程第6 次回定例会の開催日程

(佐々木教育長) 次に、日程第6 次回会議の開催日程を議題とします。次回は、
2月7日火曜日13時30分から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、公開案件の審議は終了いたします。

引き続き非公開案件の審議を行いますので、関係説明員以外の方は ご退席
をお願いいたします。

【非公開案件の審議等】

11時02分～11時27分

閉会宣言

(佐々木教育長) 以上をもって、1月定例会の案件は全て終了いたしました。これをおもちまして、令和4年度教育委員会会議1月定例会を閉会いたします。

閉会11時27分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第3号 教職員の懲戒処分内申について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年2月24日

教育長 佐々木 隆哉

署名委員 松尾 拓也